

高等学校等就学助成金

高等学校・特別支援学校高等部に就学している生徒の保護者に対し、月額5千円の助成金を交付します。

中学校等を卒業または修了後、引き続き3年間を限度に、対象の生徒が下宿等で本町に住まなくても保護者が居住していれば助成対象となります。

また、定時制や通信制の学校でも助成対象となります。

豊頃中学校の卒業生等、教育委員会で把握している保護者へは、4月中旬に申請書用紙を送付いたしますが、転入等で申請書用紙が届かない方については、教育委員会へお知らせください。

詳しくは、町教育委員会教育課学校教育係 ☎(579)5801へお問合せください。

詳しくは、町教育委員会教育課学校教育係 ☎(579)5801へお問合せください。

高校生活を
楽しもうね!



小中学校等修学旅行交付金

小中学校等の修学旅行費に対し、本町に居住する保護者を対象に小学校第6学年1万円、中学校第3学年2万円を交付します。

要保護・準要保護就学援助、特別支援教育就学援助対象者は、当該制度より援助がありますので本交付金の対象とはなりません。

町内の小中学校に通学する児童生徒については、学校において手続きを行います。

特別支援学校小・中学部等に通学している児童生徒については、保護者が教育委員会で手続きを行う必要があります。修学旅行出発日の20日前までに手続きしてください。

詳しくは、教育委員会教育課学校教育係 ☎(579)5801へお問合せください。

修学旅行
楽しみ!



支援内容のお知らせ 豊頃町子育て支援センター



地域の子育て家庭における育児不安などについての相談指導、育児支援や子育てサークル活動を行う人の育成・支援等を行います。楽しい育児ができるように、子どもたちと育児中のお母さんを応援します。

子育て相談

子育てに関する不安や心配事など困ったときには、お気軽にご相談ください。保健師・栄養士・歯科衛生士・支援センター指導員などが相談に応じます。

＜相談日時＞
月曜日～金曜日 (9:00～17:00)

子育て情報の提供

わんぱく便りの発行。
わんぱく広場の時間を利用して子育てに関する講座・講演会などを開催します。

＜講座開催＞
年6回程度

子育てサークル支援

自主的な子育てサークルのお手伝いをします。

のびのび広場

親子で一緒に遊びながらお子さんの発達を促す広場です。(小グループで遊びます)

- 対 乳幼児およびその父母、または祖父母、養育者
- 所 こどもプラザとよころ (※わんぱく広場の発育測定は保健センターで行います。)
- 申 利用を希望する方は、支援センター備え付けの利用申込書を提出してください。
- 問 子育て支援センター(こどもプラザとよころ内) ☎(574)3932

一時保育

役場日より33頁をご覧ください。
＜開設日時＞
月～金曜日 (8:30～16:30)
土曜日 (8:30～12:00)

親子交流室

子育て中の親子がいつでも気軽に遊びに来れるお部屋です。
＜開放日時＞
月～金曜日(9:00～12:00、13:00～16:00)

赤ちゃん広場

役場日より31頁をご覧ください。
＜開催日時＞
年18回 (詳細は役場日よりでお知らせします)

わんぱく広場

役場日より31頁をご覧ください。
＜開催日時＞
毎週木曜日 (10:00～12:00)



一時保育制度のお知らせ

保護者が仕事や病院への通院、看病等の理由により家庭でお子さんをみるのが困難になった場合に一時的にお子さんの保育を行います。
対 満1歳から小学校就学前の町内に住所を有する健康な幼児

- 料 1時間300円
- ※希望時間を超過した場合、超過料金がかります。
- 利用日数 1ヵ月12日以内
- 開設日時 月～金曜日 8時30分～16時30分 土曜日 8時30分～12時
- ※年末年始を除く
- 持ち物 着替え一式(保育時間により異なるのでお問合せください。)
- 保育施設 こどもプラザとよころ
- 申 希望日の3日前までに、子育て支援センター(こどもプラザとよころ内) ☎(574)3932へお申込みください。

こども発達支援センター(こども発達支援センター)

「こども」に何らかの壁があるお子さんの全体像を考え、個別指導によりお子さんが本来持っている力を引き出すなど、こどもの発達を促す手助けをします。
子ども発達支援センターとして指定されていますので、「年齢と比べておしゃべりが遅い」「発音に誤りがある、ことばがつかまる」「耳の聞こえが悪い」「友達とうまく遊べない」「感情がうまくコントロールできない」など、お子さんの発達について心配なことがありましたらお気軽にご相談ください。

乳幼児・1.6歳児・3歳児健診のお知らせ

所 保健センター 無料
内容 身体計測、問診、診察、歯科健診、各種相談
日 対 5月8日(火)

| 内容 | 受付 | 対象 | 持ち物 |
|----------|--------|-----------------------|------------------------------|
| 3・4カ月児 | 13:00～ | 平成23年12月7日～平成24年2月8日生 | 母子手帳 |
| 7・8カ月児 | 13:00～ | 平成23年8月7日～平成23年10月8日生 | アンケート用紙 ※新生児訪問時にお渡ししています。 |
| 11・12カ月児 | 13:00～ | 平成23年4月7日～平成23年6月8日生 | 母子手帳 |
| 1歳6カ月児 | 13:30～ | 平成22年9月7日～平成22年11月8日生 | 歯ブラシ 当日の尿 |
| 3歳児 | 13:30～ | 平成21年3月7日～平成21年5月8日生 | アンケート用紙 ※対象児に郵送します。 |

※ご不明な点がございましたら、保健師までご相談ください。



福祉

住宅用火災警報器の購入に助成します

消防法の改正により、住宅の寝室等への火災警報装置の設置が義務付けられました。

町では、町民税非課税で65歳以上のひとり暮らしの方に、住宅用火災警報器の購入費の一部(購入金額の2分の1、限度額3000円とする)を助成します。

問 詳細は、役場福祉課福祉係 ☎(574)2214にお問合せください。